



ひろはたのぐち

広畠野口遺跡 (A・B地区)

編集 各務原市埋蔵文化財調査センター
発行 各務原市教育委員会
TEL (058) 383-1123
平成19年3月



A地区



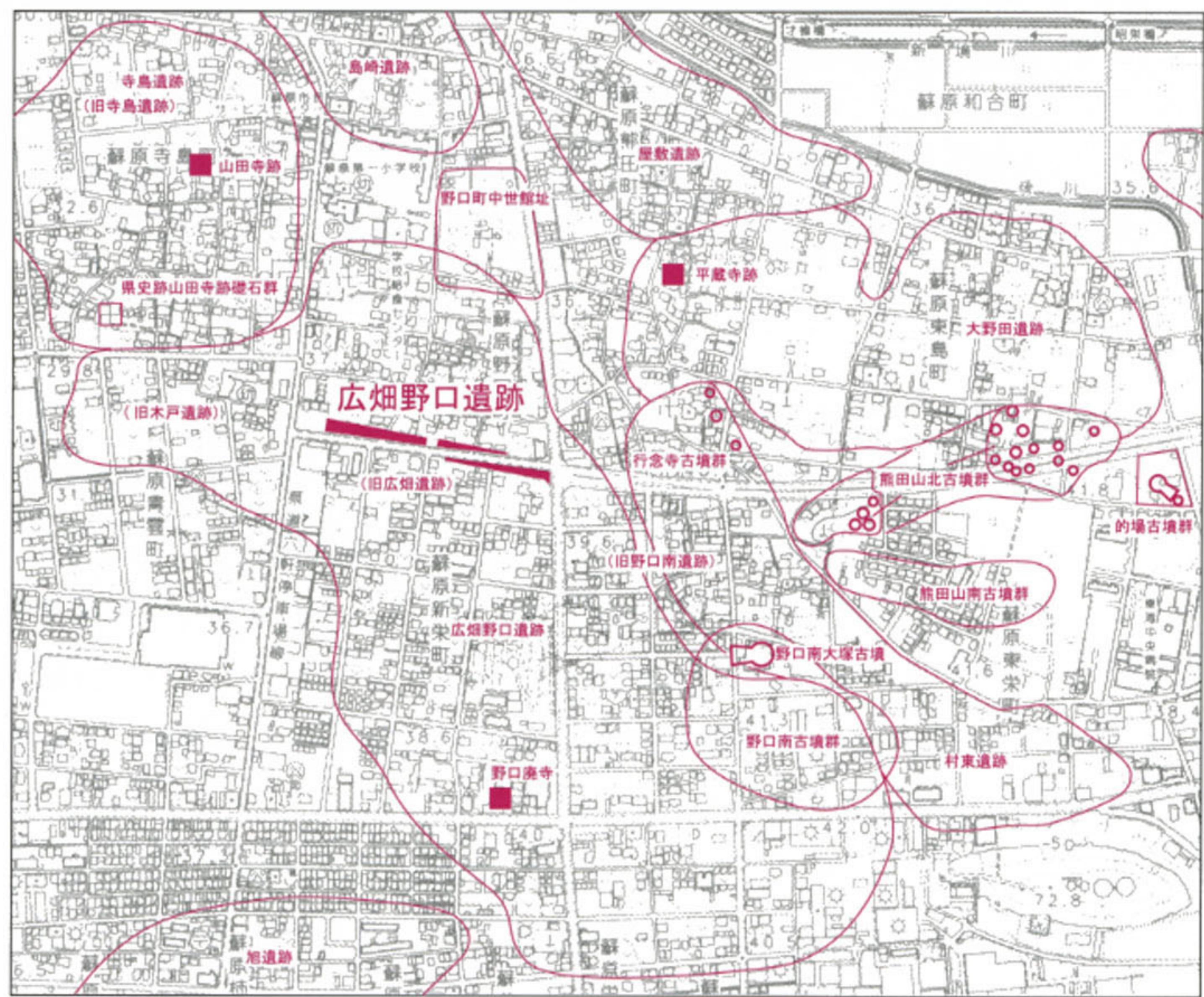
B地区

1. 広畠野口遺跡の位置と環境

現在、蘇原東島町と野口町の区間に、東西に走る片側2車線で中央分離帯と広い歩道をもつ立派な道路が出来上がっています。この路線は、既存の道路を改良するなどして、年々整備されています。そのなかで、平成14・15年度に拡幅工事を実施した部分において、埋蔵文化財の発掘調査を実施しました。その遺跡が広畠野口遺跡で、平成14年度に調査した範囲をA地区、翌年度に調査した範囲をB地区と呼んでいます。

広畠野口遺跡が所在する蘇原中央部は、古代各務郡の重要な位置を占めていたようです。その証拠に、7世紀後半に建立されたと考えられる山田寺跡、平蔵寺跡、野口廃寺などの古代寺院遺跡が集中しています。

今回の発掘調査地点は、こうした古代寺院に囲まれた空間の中央部に位置しています。この蘇原地域には、広域に遺物が散布しており、過去に多種の土器や石器などが採集されています。縄文時代以来、現代まで連綿と人々が住み代わり、多時代の遺跡が濃密に分布していることが大きな特徴となっています。



広畠野口遺跡周辺の遺跡

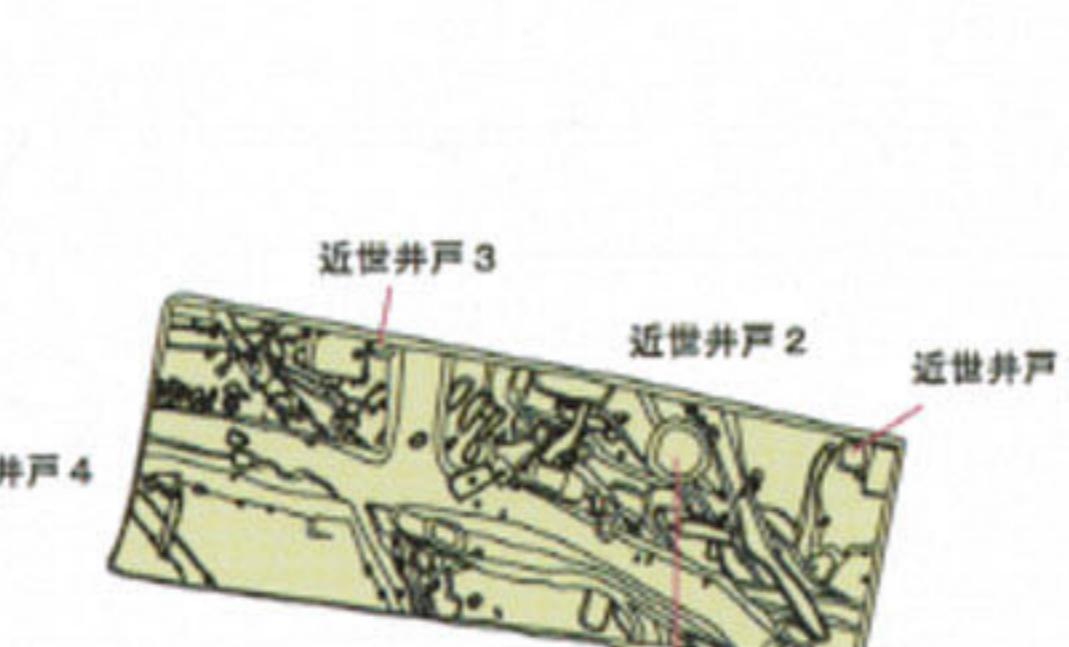
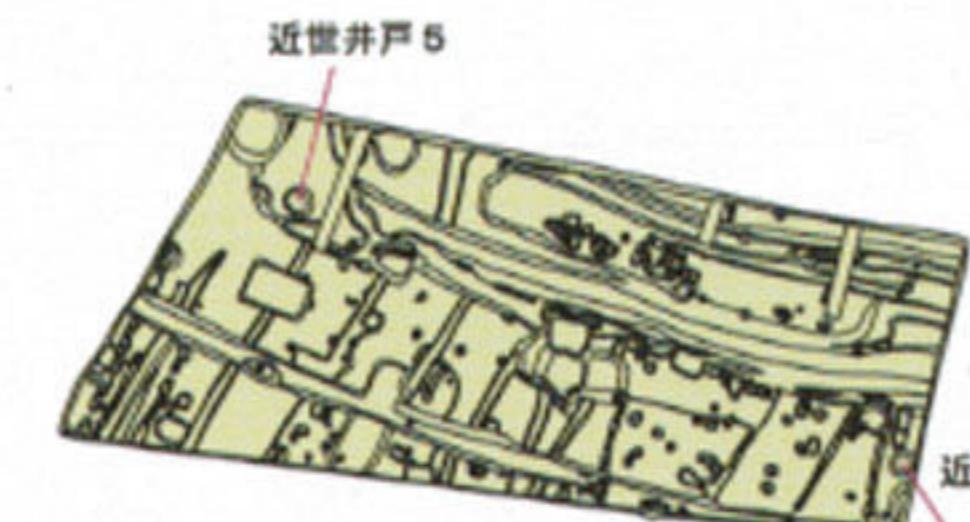
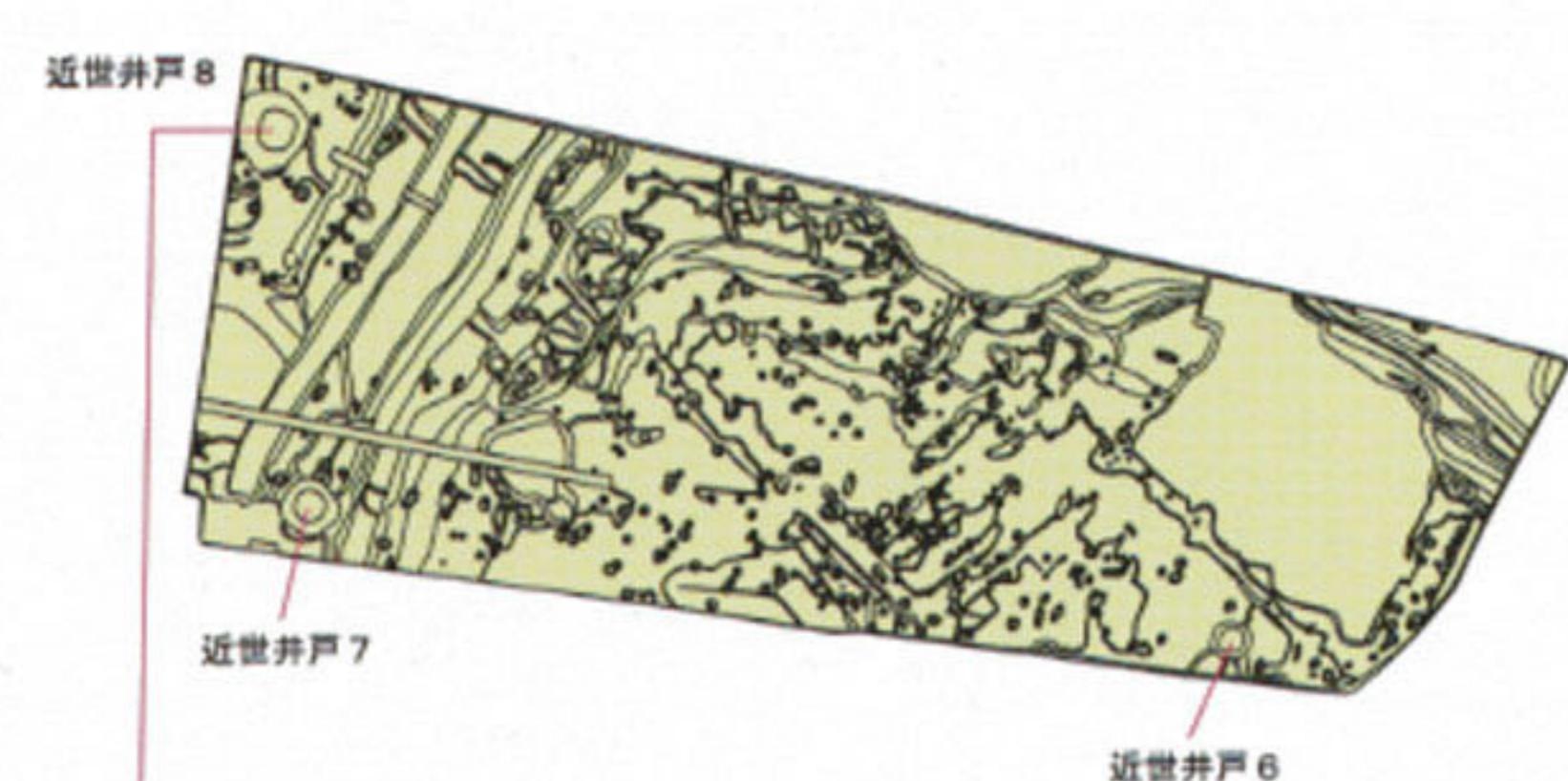
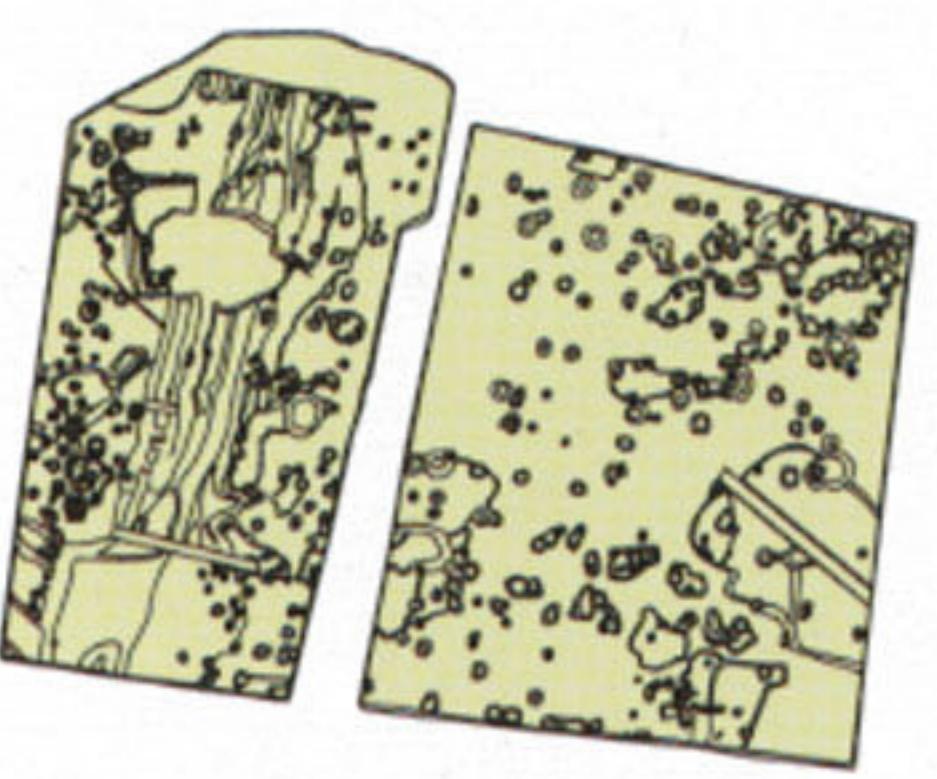
2. 代表的な遺構

A地区の発掘調査

奈良時代から平安時代（8～9世紀）の豊穴住居跡18基、井戸跡3基などが検出されました。出土品では、8世紀初めの「美濃国」刻印須恵器や畿内系土師器、移動式かまどが出土するなど、奈良・平安時代を中心とする重要な遺跡であることが確かめられました。

B地区の発掘調査

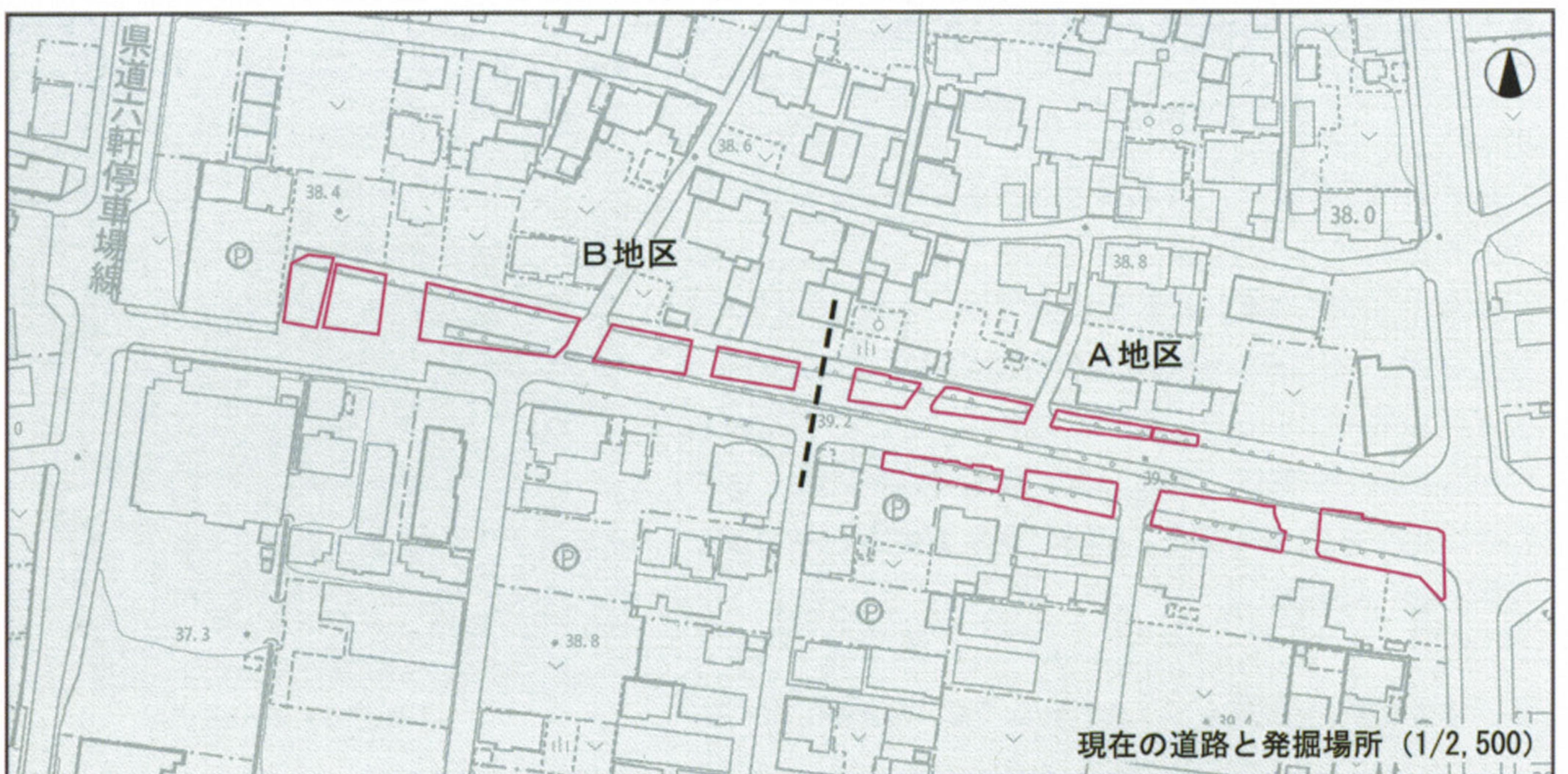
同じ遺跡でありながら、西方は様子が異なりました。室町時代から江戸時代（14～18世紀）にかけて造られた複数の溝が、縦横に検出されました。また、同時代に属する井戸跡を8基確認しました。出土遺物は、主に戦国時代前後の陶器が目立っています。



近世井戸 2 (浅型)



SK129
内部から多数の遺物と共に、刻印須恵器、畿内系土師器、移動式かまどなどが出土しました。特殊な穴のようです。

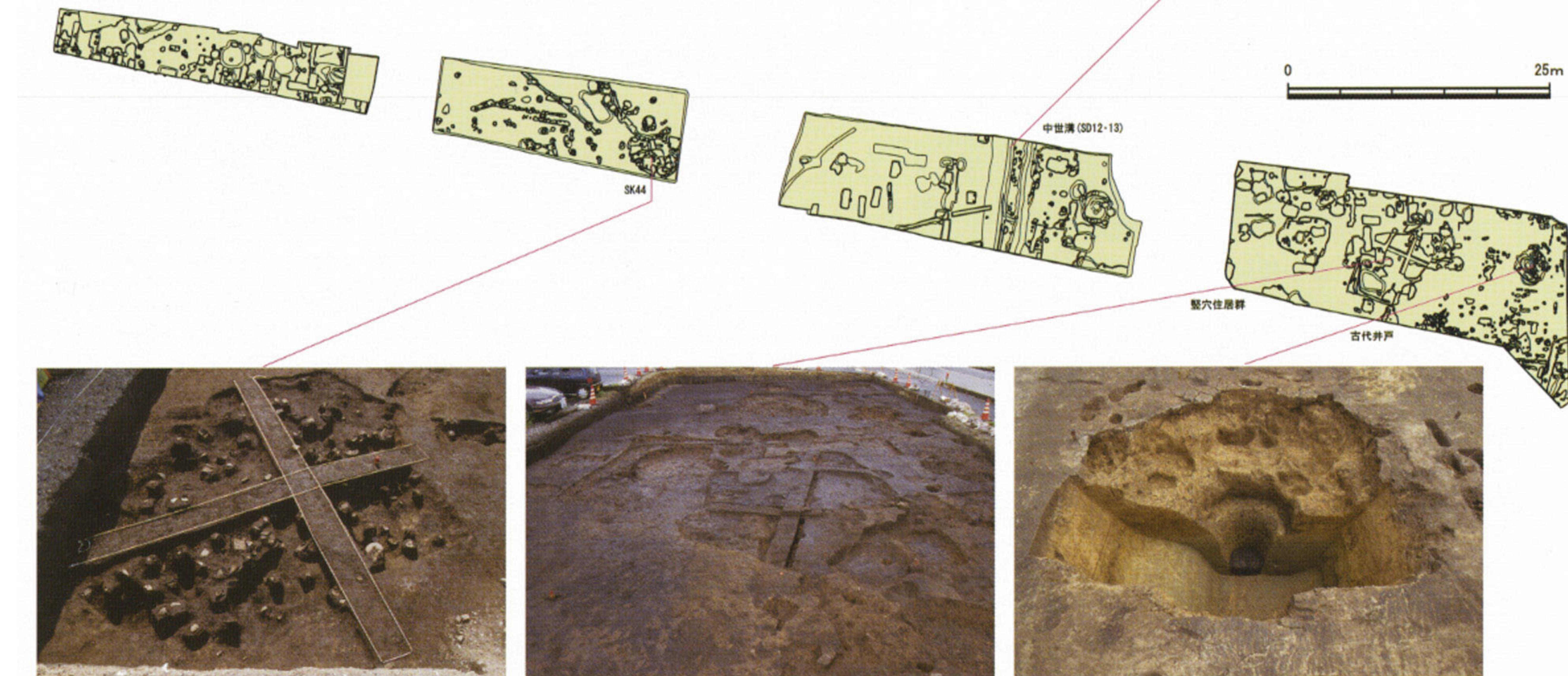


中世の区画溝 (SD12-13)

南北方向へ2重に走る区画溝を検出しました。内部からは、14世紀末から15世紀前半の山茶碗・古瀬戸陶器・土師質皿が多数出土しました。



0 25m

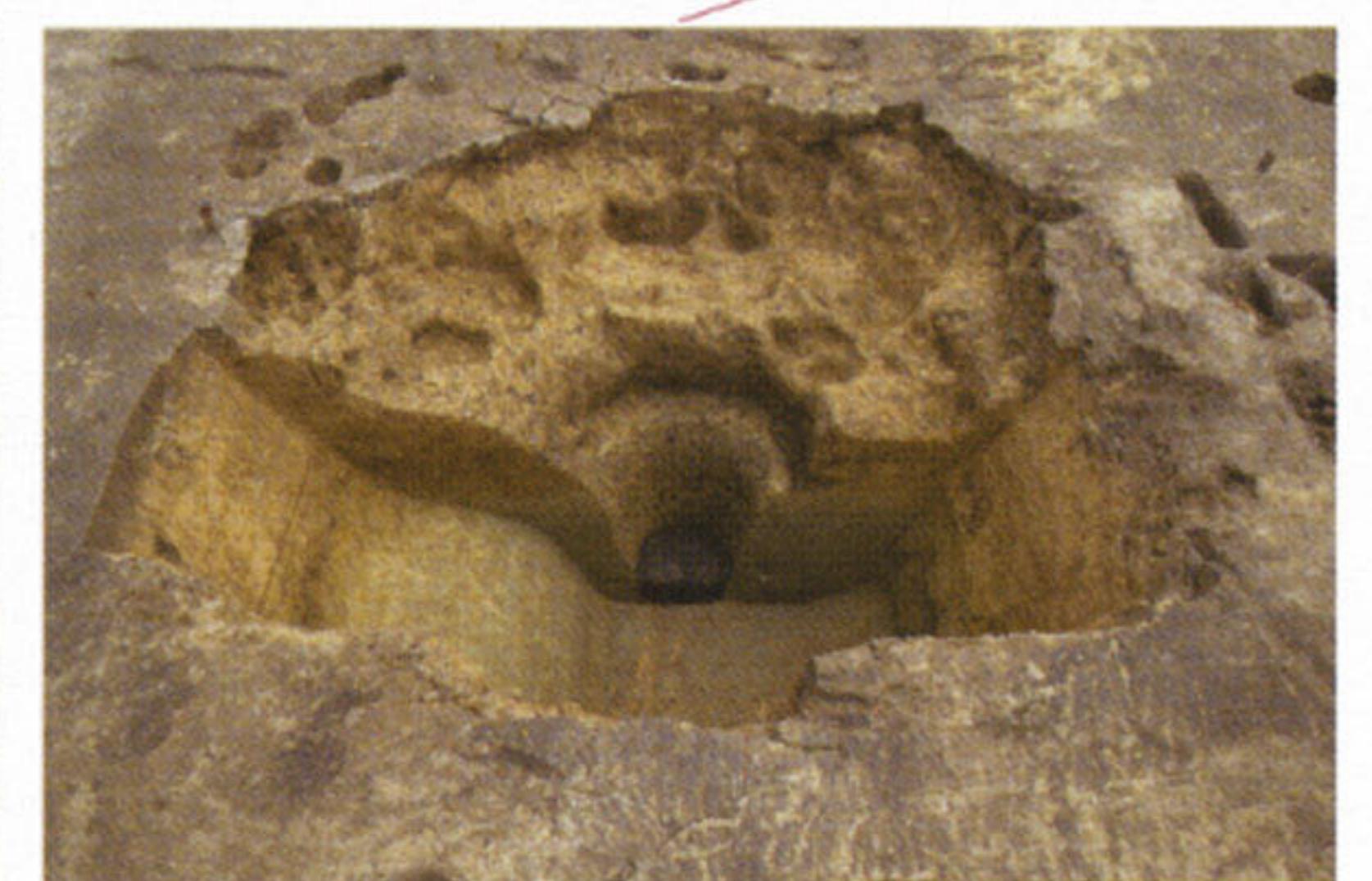


SK44

廃棄土坑と考えられます。破片点数にして、1,232点の遺物が出土しました。その中に、7点の「美濃国」刻印須恵器が含まれていました。

豊穴住居群

同じ場所に、複数の住居跡が重なっています。建替えのためと考えられます。奈良時代から平安時代の集落であったようです。



古代の井戸

断面を観察するために、手前半分を断ち割りました。底までの深さは、約2mです。下方の青灰色に見える部分は、非常に硬い砂層です。



近世井戸 8 (大型)



近世井戸 4 (小型)

3. 近世の井戸跡

B地区では、ほぼ同時代に属すると思われる井戸跡を8基確認しました。これらの井戸を生活用水の源とする屋敷や家が付近に存在したことが想像されます。井戸は、直径90cm前後と180cm前後の2種の大きさがあり、深さは1.5～2mの浅井戸と、3m以上の深井戸に分けられます。なお、一番深い井戸は、3.7mを超える規模でした。井戸の直径が大きいものは、共同井戸であった可能性があります。井戸の深さは、その土地の地下水脈の深さに関係しているようです。東端の近世井戸1が深さ1.55mなのに対し、西端の近世井戸8では深さ3.75m以上の規模があり、西へ行くほど深くなる傾向があります。

井戸の断面を観察すると、下部が青灰色の砂層を掘り抜いていることがわかります。この層は、とても硬いため、垂直に掘った当時のままの姿を今に残しています。その崩れにくい性質から、石組や木枠を使わず素掘りの井戸で十分であったと考えられます。

4. 「美濃」「美濃国」刻印須恵器

- 古代美濃国の成立を示す土器 -

8世紀の初め頃に、須恵器の内外面に刻印を施したものがあります。

今回、広畠野口遺跡の発掘調査では、SK44という大きな穴をはじめ、全体から10点の刻印須恵器と1点のヘラ書き須恵器が出土しました。この数は、一つの遺跡から出土した刻印須恵器の量として、最も多い例になります。この広畠野口遺跡周辺に、当時の美濃国の中心があつたのかもしれません。



「美濃国」刻印須恵器

5. 畿内系土師器 - 律令政治の役人が使用した土器 -

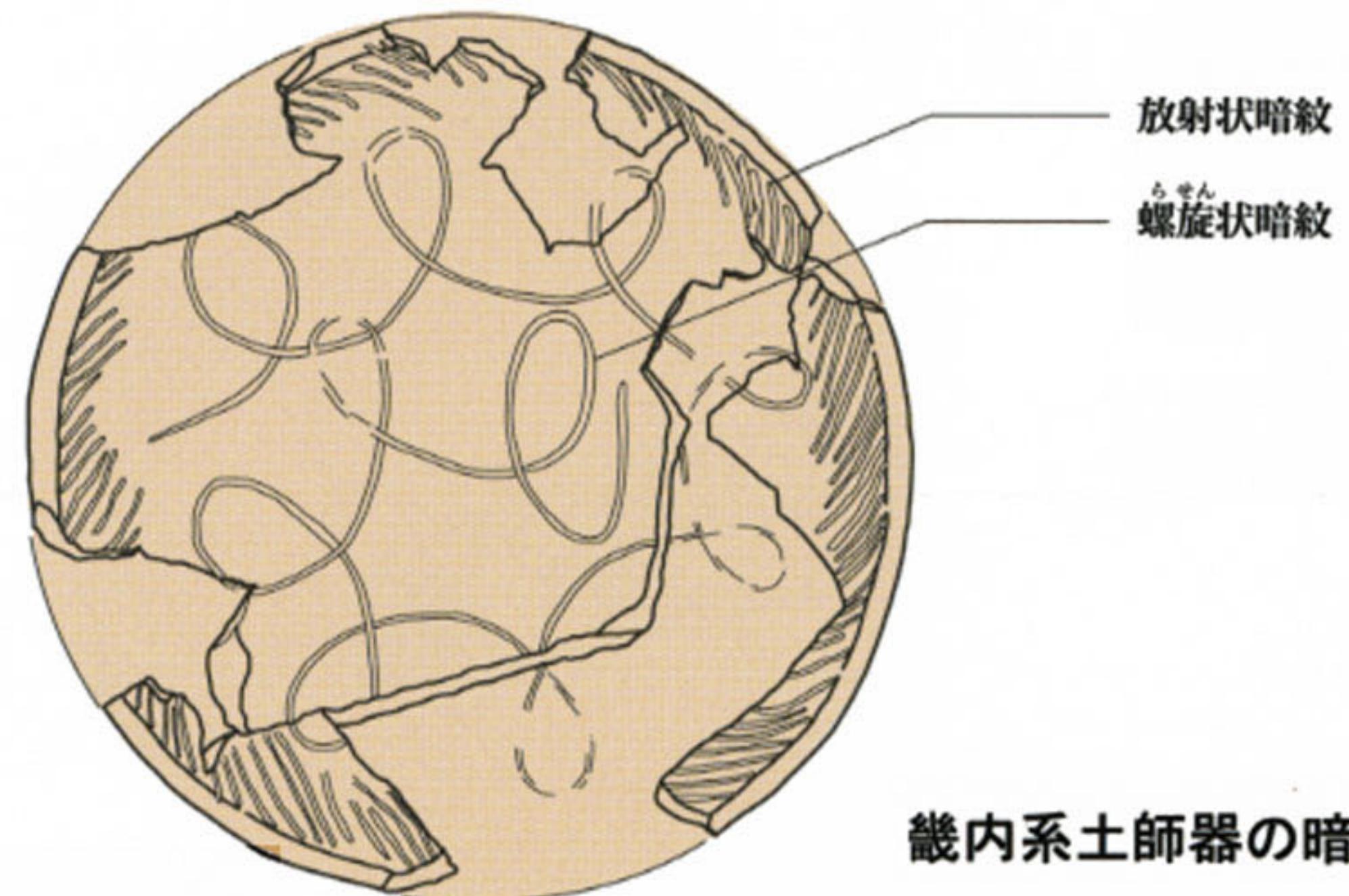
SK129という遺構から、復元できる資料が出土しました。

畿内系土師器とは、7～8世紀に飛鳥・藤原・平城宮で律令官人層が使用した土師質（素焼き）の食器です。精製されたキメ細かな粘土を用い、内外面には金属器の光沢を模したヘラ磨き（暗紋）を施して、赤褐色に焼き上げています。主要器種には壺・皿・高壺などがあります。

このような特徴をもつ土師器は、主に畿内で生産され、消費地も都城とその周辺地域に限定されます。しかし近年では、都から遠く離れた地方からも出土するようになりました。このことは、律令国家による地方支配を考える上での重要な事実となります。また、生産地についても、三重県を初め畿内以外の各地で模倣生産されていた可能性があります。



接合復元した畿内系土師器



畿内系土師器の暗紋

6. 移動式かまど - 特別な祭礼に使用されたかまど -

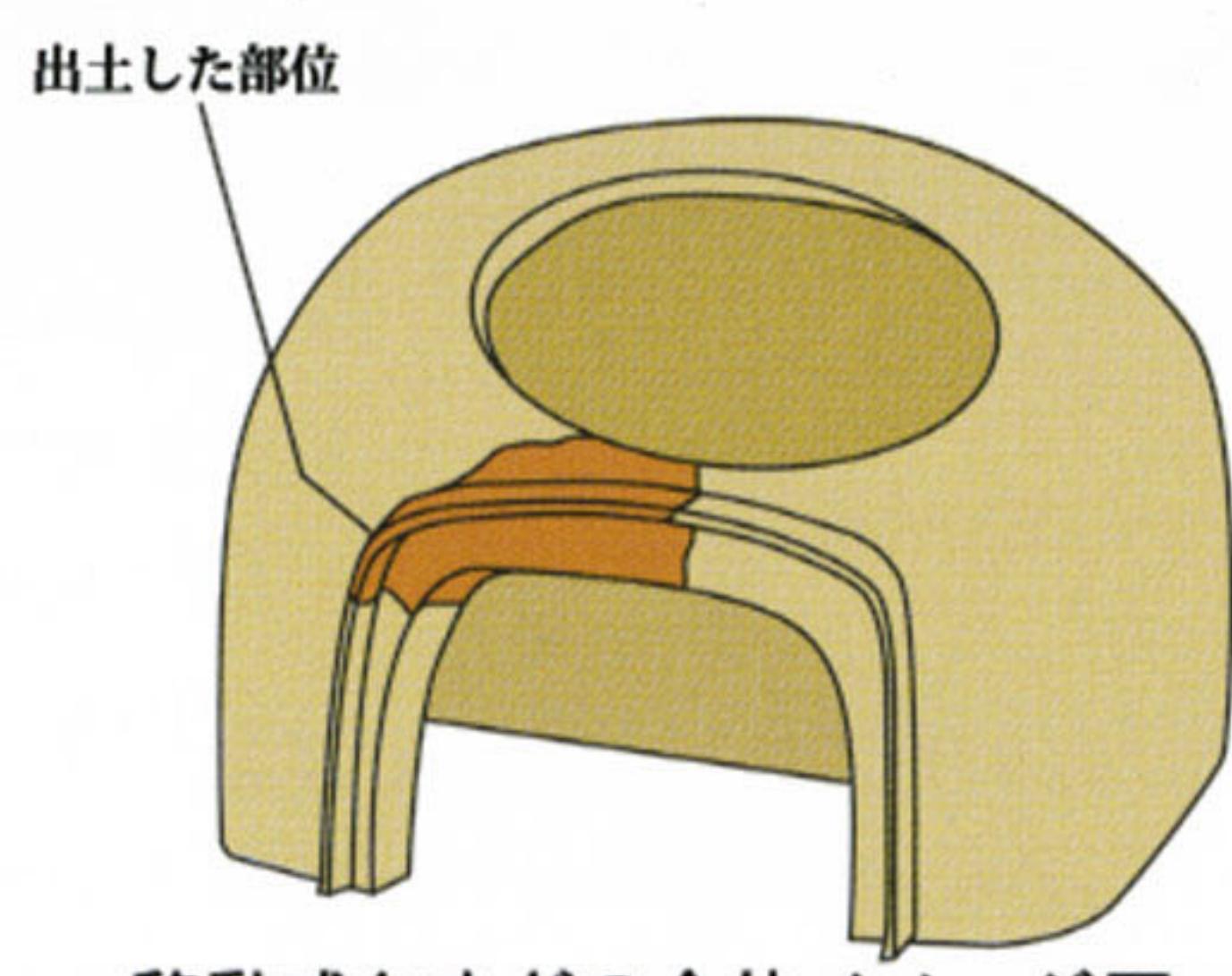
SK129という遺構から、一部の破片が出土しました。美濃地域での出土は大変珍しく、市内では船山北古窯跡に次ぐ2例目の発見になります。

今回出土したものは、素焼きの粘土製で、上部に開いた穴に、土師器甕を載せ、手前の焚き口から火をつける仕組みになっています。実際に使用されていたもので、煤が付着しています。

今では、会席料理の1人鍋などに小型のものが固形燃料と共に使われますが、当時は特別の行事に使用された大切なものでした。



出土した移動式かまどの一部分



移動式かまどの全体イメージ図